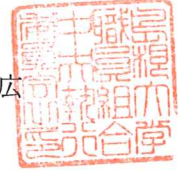


2018年11月6日

国立大学法人島根大学長
服部 泰直 殿

島根大学職員組合
中央執行委員長 小林 和広



団体交渉の申し入れについて

島根大学職員組合は、下記の要求事項をもって団体交渉を申し入れます。
なお、交渉は12月3日または12月7日午後を要望します。交渉可能な日程と場所をご指定ください。

要求事項

継続的な業務に従事している有期雇用職員に対しては、希望者に限り無期転換できるように大学が措置することを求めます。

なお、本件の協議にあたっては、今後の大学運営の基礎となる財政見通しと人事計画のデータを構成員に理解しやすい形で事前に提示してください。

団体交渉申し入れの経緯

昨年度の「国立大学法人島根大学における無期転換ルールへの早急な対応を求めます」に関する団体交渉では、大学は、運営費交付金の減少、また外部資金による期間限定の雇用の増加等により、主に予算面において長期的な雇用の確約が困難であると判断して契約職員の事務補佐員・教務補佐員（A区分）の雇用上限を5年、さらに特例研究員・研究支援員を10年と定める方針を打ち出しました。これに対して組合は、2018年1月15日の団体交渉において、その内容が当組合にとって受け入れることのできないものとして説明し、交渉継続の意思を伝えました。

職員組合は、改正労働契約法の趣旨と法令遵守の面、および地域人材育成の最高機関としての国立大学法人が果たすべき社会規範としての役割の面から、有期雇用職員の希望者の無期転換ルールを実施すべきと考えています。

昨年度の交渉では、島根大学は「予算面において長期的な雇用の確約が困難である」と回答しましたが、それを判断できる具体的数値が示されておらず、組合側の主張が受け入れられない理由にはなっていません。今回は島根大学の主張の根拠となっているデータを構成員に理解しやすい形でお示し下さい。ご提示いただいたデータと組合側が準備するデータ等に基づき、労使間の合意を目指した交渉を行いたいと思います。

以上